

# 架空請求の封書に注意！



封書を利用した架空請求詐欺の手口をご存じですか？

従来は「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキを利用した架空請求詐欺の手口が主流でしたが、今年の9月に入り、A4サイズの通知書1枚が同封された封書を利用した手口も急増しています。

## “総合消費料金に関する

## 訴訟最終告知のお知らせ”とは？



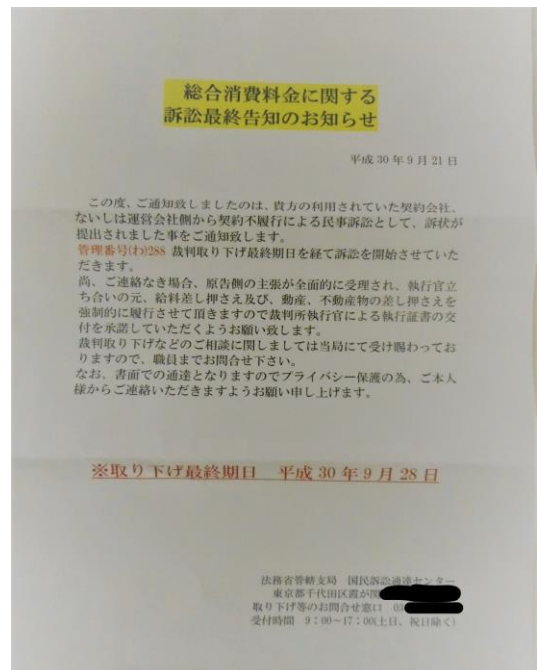
※実際の封書の中身

封書の内容は、ハガキを利用した手口と同様で、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題した訴訟の告知を偽る文書が入っています。

差出人は「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」というもので、

- 訴状が提出された
- 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始する

などと記載されているのが特徴です。



不安に感じたら、ご家族やご友人、  
警察に相談するようお願いいたします